



平成 27 年 6 月 1 日
海 上 保 安 庁

港則法施行規則の一部を改正する省令について

(東京湾における一元的な海上交通管制の横浜港における先行導入関連)

本日、横浜港における航路外待機指示の対象航路及び情報聴取義務海域の追加を内容とする港則法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。改正概要及び施行につきましては、次のとおりです。

海上保安庁では、今般の改正により導入される新たな制度等について、当庁のホームページ等を通じ、広く周知を図ります。

1. 港則法等の概要

港則法（昭和 23 年法律第 174 号）は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とし、船舶交通量が多い等、船舶交通等の規制を行う必要のある港を対象として、港内での航法、港長が提供する情報の聴取義務、危険を防止するため必要があると認める場合における航路外待機の指示等を規定しています。

今回改正する港則法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 29 号）は、法の規制の細目を定めたもので、航路外待機指示の対象航路、情報聴取義務海域等を規定しています。

2. 改正の概要

東京湾における一元的な海上交通管制の横浜港における先行導入に際して、船舶交通の整流化等に向け、以下の措置を講じます。

(1) 航路外待機指示の対象航路に、横浜航路を追加。

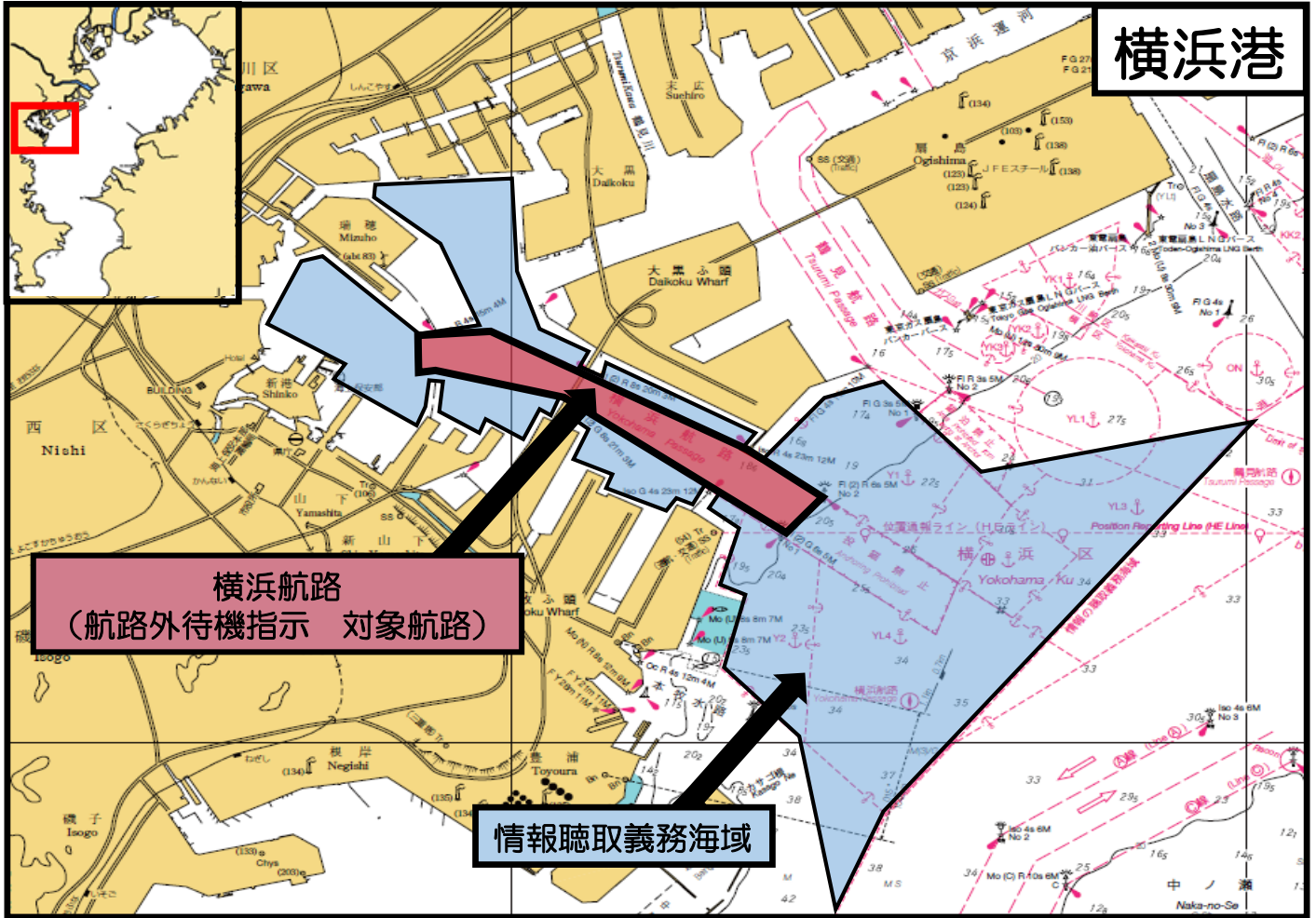
航路全域における船舶交通の安全を確保する観点から、危険を防止するため必要があると認めるときに、航路外で待機するよう港長が指示。

(2) 情報聴取義務海域に、横浜航路及びその周辺海域を追加。

港長が付近の船舶の動向等の情報を提供するとともに、総トン数が 500 トンを超える船舶について、当該情報の聴取が義務化。

3. 施行について

平成 27 年 8 月 1 日



【参考】東京湾における一元的な海上交通管制の構築



◆ 災害発生時の海上交通機能の維持、ダメージの最小化

津波等の自然災害発生時において、船舶への警報等の伝達、避難海域等の情報提供を迅速確実に実施

◆ 東京湾の国際競争力の強化(経済成長)にも貢献

横浜港の国際競争力強化のための強制水先の緩和にあわせ、横浜港への先行導入